

豊明市全庁業務量調査及び BPR 支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、限られた人的資源の中で行政サービスを持続的に提供するため、組織の業務について業務量・業務プロセス・業務特性を可視化及び定量化し、課題を抽出することを目的とする。

加えて、BPR(業務改革)手法を活用し、業務改善と併せて DX ツールの活用可能性を検討する。また、本業務を踏まえ、職員自ら BPR の手法により、業務改善に取り組めるようにすることで、市全体の業務の見直しにつなげていく。

2. 業務の概要

(1) 委 託 業 務 名 豊明市全庁業務量調査及び BPR 支援業務委託

(2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

(3) 委 託 期 間 契約締結日から2027年3月31日まで

(4) 費 用 の 上 限 総額 9,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この上限額を超える提案は、提案内容に係わらず無効とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊明市指名停止取扱要領(平成12年11月13日決裁)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去5年間(2022年度～2026年度)に、官公署や民間企業が取り組む類似の業務効率化に係る業務を受託した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (4) 本業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. スケジュール

	日程	項目
申 込	10月 1日(木)	プロポーザルの公募開始(市 HP にて)
		質問受付開始
	10月 7日(水)	質問締め切り期限(午後5時まで)
	10月 9日(金)	質問と回答の公表(市 HP にて)
	10月14日(水)	参加表明書の受付期限(午後5時まで)
	10月20日(火)	企画提案書提出期限(午後5時まで)
審 査	10月28日(水)	プレゼンテーション
	10月30日(金)	審査結果の通知(電子メールにて)
	10月30日(金)以降	審査結果の公表(市HPにて)
		候補者と契約手続き

5. 公募に対する質問

本業務に関して、質問がある場合は、以下の方法により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

2026年10月7日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

「電子申請・届出システム」にアクセスし、必要事項(事業所名、担当者名等)及び質問内容を市の指定様式1に入力すること。

なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。

電子申請・届出システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure-alias/situmon>



(3) 回答方法

質問者の事業所名等を伏せた上で、2026年10月9日(金)までに市ホームページ(企画政策課内)にて公表する。

6. 企画提案書等の提出方法

(1) 受付期間

2026年10月1日(木)から2026年10月20日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	備考
2	参加表明書	A4	・10月14日(水)午後5時まで
3	業務経歴書	A4	・過去5年間の同業務の実績
4	配置予定体制調書	A4	
任意様式	企画提案書	A4	・審査項目について必ず提案を行うこと。 ・A4判で30頁以内とする。
任意様式	業務工程表	A4	・それぞれの分担を明示すること
任意様式	見積書	—	・積算の内訳を記載すること
任意様式	会社パンフレット	—	・会社の概要がわかるもの

※ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

※ 任意様式については、文字の大きさや説明に図面等用いて分かりやすい表現に努めること。

(3) 企画提案書等の提出に際しての留意事項

①失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は失格又は無効となる場合がある。

ア 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

イ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合

エ 見積書の金額が上記2(4)に記載した費用の上限を超過している場合

オ 審査の公平性を害し、又は害するおそれのある行為があったと認められる場合

カ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が法令に定める罪に係る容疑により逮捕され、又は起訴された場合

キ 本実施要領に違反すると認められる場合

ク その他、市があらかじめ指示した事項に違反した場合

②辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

③費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

④その他

ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提出された提案書等は、豊明市情報公開条例(平成13年条例第29号)に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

(4) 提出方法

電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項の入力及び(2)で示した書類を添付すること。

(押印不要)

【参加表明書】

提出期限:2026年10月14日(水)午後5時まで

電子申請・届出システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure-alias/sankahyoumei>



【参加表明書以外の提出書類】

提出期限:2026年10月20日(火)午後5時まで

電子申請・届出システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure-alias/sonota>



7. プレゼンテーション

審査員(5名予定)へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。

- (1)日 時 10月28日(水)(詳細は別途通知する)
- (2)出席者 4名以内 業務責任者は必ず出席のこと
- (3)実施方法 プレゼンテーション20分以内 質疑応答20分以内
- (4)使用備品 プレゼンテーションの際に、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意するが、それ以外の備品は、10月23日(金)までに相談のうえ各自で用意すること。

8. 審査に関する事項

別表「プロポーザル審査実施要領」に基づき順位を付け、契約候補者を決定する。ただし、合計点(全委員の採点結果の合計点)が評価点の6割以上を獲得していることとする。

(1)選定結果の通知等

選定結果については、審査を受けた企画提案者の全てに対し、2026年10月30日(金)に、電子メールにより通知する。審査の経過結果に対する問い合わせには応じない。

(2)結果公表

選定の手続きや過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、豊明市ホームページで公表する。なお、参加者がいない場合は、その旨を本市ホームページで公表する。

9. 問合せ先(担当課)

豊明市 行政経営部 企画政策課 政策推進係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL:0562-92-8318(直通) E-Mail:kikaku@city.toyoake.lg.jp

豊明市全庁業務量調査及び BPR 支援業務委託 プロポーザル審査実施要領

豊明市全庁業務量調査及び BPR 支援業務委託につき、プロポーザルの審査方法については、次のとおり実施する。

評価項目	評価内容	配点
①業務実施体制、提案者の能力等	・十分な経験や能力を持つ人員が実働を担う者として配置されているか。 ・各担当者の役割分担が明確になっているか。	5点
	・本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。 ・同種・類似業務の実績は豊富か。	10点
②スケジュール	・提案内容、スケジュール等から確実な実施が見込まれるか。	5点
③業務理解、基本方針等	・本業務の目的・内容を理解し、方針が明確となっているか。	5点
④提案内容の有効性および実現可能性	(1)全庁業務量調査 ・コア、ノンコア業務、業務特性等の分析に必要な項目が網羅され、かつ、職員が正確に記入できる分かりやすい調査票となっているか。 ・調査票の記入マニュアル作成や支援体制など、職員に過度の負担をかけずに調査を完遂するための、効率的かつ具体的な手法が提案されているか。 ・説明会の実施方法に、全庁的な協力体制と改革意欲を醸成するための工夫があるか。また、調査票の記入レベルのばらつきを防ぎ、円滑な調査を支援する体制が具体的か。	20点
	(2)業務量の分析 ・コア、ノンコア業務の切り分けや、業務量・必要人員の分析において、独自のノウハウに基づいた定量的かつ客観的な手法が用いられているか。 ・他自治体との比較分析において、本市の課題を的確に把握するための、現実的かつ説得力のある手法が提案されているか。	15点
	(3)対象業務の BPR ・BPR による効果が高い業務を抽出するための選定基準・プロセスが合理的か。また、対象所属の意見を丁寧に聴取し、合意形成を図るための具体的な手法が示されているか。 ・多角的な視点から、具体的で実現可能性の高い改善策が提案されているか。	5点
	(4)業務改革支援ツールの提供 ・職員の自律的な業務改善の促進に有効であるか。	5点
	(5)次年度事業に向けての検討 ・次年度 BPR 候補となる業務を、業務量調査の結果に基づき、合理的かつ客観的な基準で選定するプロセスが示されているか。	5点
⑤独自提案	・仕様書にない有益かつ実施可能な独自提案がなされているか。	5点
⑥業務経費	・提案に対し、コストが適正であるか。	20点
合計点数		100点